

第4回丹波市下水道事業運営審議会会議記録

日 時 平成30年10月26日（金曜日） 午後1時30分～

場 所 春日住民センター 1階 大会議室

出席者 坂谷 高義 大野 亮祐 上村 行男 吉住 孝信 田中 延重
中道 知代子 内堀 恭子 中塚 達子 吉見 温美 亀井 敏数
佐中 拓夫 近藤 寛 和田 克昭 津田 正夫

欠席者 岩見 裕美 細見 博美 大槻 祥三

事務局 近藤利明建設部長、義積浩明下水道課長、西山健吾副課長兼経営管理係長、
和久明一工務係長、青木一典施設管理係長、荻野佐和子主幹、矢持竜児主幹、
柳瀬理香子主事

傍聴者 なし

1. 開会

（事務局） それでは、ご案内しておりました時間がまいりましたので、ただいまから「第4回丹波市下水道事業運営審議会」を開催させていただきます。

本日は何かとお忙しい中、当審議会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、別件の用がございましたため、岩見委員様、大槻委員様、細見委員様にご欠席される旨をお聞きしております。委員17名中14名で過半数のご出席をいただいておりますので、当審議会が成立することをご報告いたします。

それでは、会長より一言、ごあいさつを頂戴したいと思います。

坂谷会長お願いいたします。

2. 会長あいさつ

（会長） 皆様こんにちは。本日は第4回の審議会を開催しましたところ、委員の皆様には、公私それぞれお忙しいところ、お繰り合わせご出席いただきありがとうございます。

さて、7月に第3回の審議会を開催してから、豪雨災害や度重なる台風の上陸などにより月日が経ちましたが、委員の皆様には前回までの審議会で、丹波市下水道事業の経営状況や下水道使用料における課題等の共通認識をしていただいたところでございます。

今回は市長から諮問のありました「丹波市下水道使用料のあり方について」3回目の審議をしていただきます。本日は前回までの説明をふまえて、より具体的に料金算定の改定案の説明を受けながら議論を深め、ご質問やご意見を頂戴しながら進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上、第4回下水道事業運営審議会の開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

(事務局) ありがとうございます。ここで、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。

《資料確認》

(事務局) 以上の資料となっております。不足資料等がございましたら議事に入ります前にお申し出ください。

3. 建設部長あいさつ

(事務局) それでは、開会にあたりまして建設部長近藤からごあいさつ申し上げます。

(近藤部長) 皆さんこんにちは。朝夕めっきり寒くなり、秋も深まってまいりました。今年も例年にも増して大型台風が多く日本に上陸し、各地で大きな被害をもたらし、改めて自然の力の恐ろしさに痛感したところでございます。

さて、本日第4回の審議会開催にあたり、委員の皆様には大変お忙しい中をご出席いただきありがとうございます。

前回までは、県内における丹波市の料金の現状、下水道経営の推移、料金体系等につきましてご説明申し上げたところでございます。

先月の新聞で「日本の世帯の姿が大きく変わっている」という記事を目にしました。すると、2015年で一人世帯が全体の35%を占め、その中でも働いていない人の一人暮らし世帯が、2017年には17%まで上昇しているようです。

そうした実態の中で、丹波市の下水道使用料は小口使用者ほど負担が重くなっている状況にあり、政策的には実態との乖離を否めないと感じているところです。また、移住定住を促進する市の施策から見ましても、現状の高い料金が全く影響していないとも言えません。

しかし、下水道経営は将来ますます厳しくなることが目に見えている中で、そうした高い料金に対し、使用者の負担区分を見直すのかまたは、一般財源からの繰入金として補てんするのは今後の議論となると思われます。

本日の審議会では、下水道経営の健全化を前提とした料金改定案の検討資料として、料金改定シミュレーションをご提示、ご説明申し上げますので、慎重なるご審議を賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いたします。

4. 議事

(事務局) それでは、ここからは坂谷会長に進行をお願いしたいと思います。坂谷会長どうぞよろしくお願いいたします。

(会長) それでは、第4回丹波市下水道事業運営審議会の議事を進めさせていただきます。

(1)「下水道使用料のあり方について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

(事務局) それでは、私、副課長兼経営管理係長の西山から丹波市下水道使用料のあり方についての第3回審議資料に基づいて説明させていただきます。

本日は、具体的に使用料の算定をして、改定案を3つご提案させていただきます。

料金の算定(改定案A、B、C)という資料をご覧ください。

下水道使用料の算定は公益社団法人日本下水道協会が発行した最新版の「下水道使用料算定の基本的考え方(2016年度版)」に基づき算定いたしました。

それでは、上から順に説明します。(1)算定条件としまして6点挙げさせていただきました。まず1点目、使用料の算定期間を平成31年度から平成33年度として過去3年間の決算数値に基づき算定を行いました。2点目に、その使用料の算定には、使用料対象経費として営業費用の動力費、委託料や薬品費などの維持管理経費に加え、下水道資産の減価償却費と企業債の利子償還金を対象経費としております。3点目、基本水量は現行の10^m3のままとする案と基本水量を設けない案を試算することとしました。4点目、従量料金は、基本水量を超える分、11^m3以降にかかる1^m3の料金です。現行では、11^m3から60^m3で税抜120円と61^m3以降で180円の2段階ありますが、11^m3から30^m3、31^m3から50^m3、51^m3から80^m3、81^m3以上の4段階で算定したのと、基本水量分の0から10^m3を含めない案については、0から10^m3が1段階目となり、5段階となります。徐々に単価が上がっていく逓増制で算定しております。5点目として、井戸水等使用にかかる認定水量は、今回は現行どおりの使用基準水量としております。こちらについては、1人10^m3で、2人が6^m3加算され16^m3となり、5人までが6^m3加算され、6人以上が3^m3ずつ加算されるといった認定水量を用いていますが、その基準については平成27年度にこの審議会でも審議に諮っており3年しか経過していないので、現行のままとします。6点目の水道水と井戸水等併用については、水道水

に井戸水のみを使用人数の水量を4分の1加算して算定しており、その方式についても平成27年度に審議に諮っていただきましたので現行のままとしました。

以上、6点の算定条件に基づきまして算定を行っております。

次に移ります。(2)配賦原価とありますが、平成31年度から平成33年度にかかる維持管理経費や減価償却費、企業債利子償還金といった下水道を運営していくために必要な経費を使用料の基本料金部分と従量料金部分のどちらで徴収していくかの配賦という作業をします。その集計をその先でしております。詳細につきましては別紙で示しております。

1ページめくってください。横長の表になります。一番左から平成27年度、平成28年度、平成29年度の決算数値から下水道を運営するための各経費を羅列しております。

例えば、平成27年度ですと、全体的な経費が、28億1,698万4,364円と30億円近くかかっています。そこから、ピンクで色分けしている資本費充当控除額、維持管理費充当控除額、人件費充当控除額は一般会計等からの繰入金なので、対象経費から控除します。平成27年から平成29年の3カ年平均を出しまして、控除額を除いた残りが一番下の黄色の数字12億323万2,679円が使用料の対象経費となります。こうした3カ年の実数値に基づき、平均費用を出した中で、平成30年度の決算見込みを出しながら、平成31年度から平成33年度の3カ年について、今回の料金改定の対象期間としていくら経費が必要かというのを算定した表になります。平成31年度が、22億4,891万2,371円、平成32年度が、21億5,540万2,931円、平成33年度が、20億5,321万3,390円というように算定しまして、平均したら21億5,250万9千円になります。そこから先ほどの一般会計等からの補助金を除いた結果が、11億9,907万1千円ということで、今後3年間平均12億弱が使用料として賄っていく経費となります。その11億9,907万1千円をどうやって使用料でいただくのかをまとめたものが、その右の表になります。細かい表ですが、一番上に経費分解基準とありまして、その中に固定的経費と変動的経費があり、その下に需要家費、固定費、変動費と3つの列を作っております。この需要家費、固定費、変動費というのは前回の使用量の算定の方法のところで、3つに分けますよと少し説明させていただきましたが、具体的に3つの経費に分けて、分けた中で基本料金と従量料金に配賦をしていく形になります。需要家費と言いますが、料金の算定に係る経費です。水道の検針に係る経費や口座振替や納付書発送に係る経費、それに係る機械のリース料、お客様センターに委託している委託料やそれに係る職員の人件費といったものでございます。その経費の合計が一番下の4,308万4千円になります。その経費は全ての使用者の毎月の基本料金として請求させていただく形になります。真ん中の固定費です。一番下を見ていただいて、10億5,464万3千円ということで、こちらについては、丹波市の下水道事業の規模で安定的な経営に必要な経費でございます。一番右側の変動費については、下水道の汚水の量が増えると上がってくる経費で見込んでおります。その合計額が1億135万1千

円で、主には稼働が増えれば動力費が上がりますし、汚水が増えると薬品費等が上がります。あと、汚泥の処分委託料が増えてきます。それらを合計しますと、先ほどの3カ年の平均値、11億9,900万円となり、若干先ほどの数字と端数が異なりますが、これだけ必要ということでそれぞれ3つの経費に配賦をしました。こちらの基準につきましては、既に分解基準が定めてありまして、それに基づき按分計算をしております。

それでは元の資料に戻ってください。

先ほど対象経費11億9,900万円を固定費、需要家費、変動費の3つに分解しましたが、固定費については、基本料金に含める部分と従量料金に含める部分にさらに按分するようになっております。一般的には基本料金部分に3割、従量料金部分に7割というように言われていますが、各市町村を見ますと、各市町村の判断によるものでございまして、マニュアルにはありますが、決まりというものはございません。

今回の場合ですと、改定案Aから改定案Cまで算定しましたが、改定案Aについては、基本料金の元の部分を下げようという思惑もありまして、一般的な3割から5%減らしまして25%、それから従量料金部分に75%配賦をしております。B案とC案は一般的な基本料金部分に3割、従量料金部分に7割配賦をしております。改定案Aでは先ほど言いました需要家費4,308万4千円に固定費の25%分2億6,366万1千円を加えまして3億674万5千円を基本料金に充てております。1使用者あたり1年間(12か月)12件で割り、1件(1月)当たりの単価を出します。その右側の固定費は75%分7億9,098万2千円と変動費1億135万1千円を合わせた8億9,233万3千円については、10^mを超える分、11^m以降の使った分だけかかる使用量に対して1^mあたりいくらという形で使用量をいただくことになる経費となります。それぞれA案、B案、C案とこういった計算をしまして、B案、C案はどちらも基本料金3割と従量料金7割ですので、総トータルの金額は変わりません。基本料金部分でいただく分が3億5,947万7千円、従量料金部分でいただく分が8億3,960万1千円となり、合計しますと先ほどの対象経費11億9,907万8千円となります。

その下については、今後平成31年から平成33年に含まれる経費について1^mあたりいくら、年間1件あたり基本料金でいくらもらうといった計算に用いるために、今後3カ年の年間有収水量見込と書いておりますが、使用料になる水量のことでございます。その算定をしまして、568万7,400^mという形になります。その右側、年間件数見込というのが、1使用者あたり1年間居られたら12か月分ですので12件という形で計算をしまして、1月だいたい2万件弱、19,767.5件の12か月で23万7,211件見込んでおります。そこで、基本料金等全く関係せずに1^mあたりの単価を算定しますと1^m211円かかるという形になります。

その下、年間有収水量見込内訳(平成31年から平成33年見込)としておりますが、10^m以下を使われた水量、例えば、100^m使われた方も10^m以下は使われておりますのでここに含まれます。10^mの方も10^m以下、11^mの方は10^m分まではここに含ま

れるというように見込んだ水量がこの内訳になります。あとで料金単価を設定するのにこの水量が必要になります。

次に移ります。改定案Aの算出値として、基本料金について、3億674万5千円を年間件数見込23万7,211件で割りまして、1件当たり1月1,294円徴収しなければならないというように算定しております。それからその下、従量単価、基本料金を超える1 m^3 あたりの単価ですが、固定費と変動費の合計8億9,233万3千円を年間有収水量見込568万7,400 m^3 で割りまして1 m^3 あたり単価157円徴収しなければならないというようになります。改定案BとCについて同様に計算しますと、同じ金額になります。基本料金が1,516円、従量単価が148円という形になります。ちなみに、現行の基本料金は1,500円という算定結果となっております。

裏面をご覧ください。

(3) 算出値及びその補正ということで、改定案A, B, Cと3つシミュレーションをしております。まず、基本料金部分について改定案Aは1,294円を補正し、端数を切り上げ1,300円に設定しました。年間見込の金額が使用料で回収できる金額で、3億837万4,300円となります。つぎにその右側基本料金に含む1から10 m^3 あたり110円の単価で、もともとの算出値は157円でしたが、算出根拠は省かせていただきます。110円の単価で10 m^3 ですので、1,100円となり、こちらについては基本料金に含めて算定しております。それに件数をかけたものが2億6,093万2,100円となります。こういった形で単価を賦課しております。従量料金については、まず1段階目、11 m^3 から30 m^3 で140円としております。2段階目として31 m^3 から50 m^3 で190円、3段階目として51 m^3 から80 m^3 で220円、4段階目として、81 m^3 以降を230円というように単価を設定しまして、従量料金のうち①から④については年間有収水量見込をかけましてそれぞれ使用料で回収を見込める金額が、合計8億9,100万円ほど回収ができます。先ほどの基本料金3億800万と合わせまして、年間回収できる見込みが11億9,962万1,380円となり、先ほどの経費を賄える単価設定として改定案Aとしました。

改定案Bについては、基本料金部分の固定費の割合が3割にしたことにより算出値では1,516円とありますが、こちらでも端数を補正し1,500円とします。基本料金を含む部分の単価を110円で算定をしまして、10 m^3 分の1,100円は基本料金に含まれます。従量料金部分については先ほどと同様に11 m^3 から30 m^3 といったように段階を分け、それぞれ単価130円、180円、200円、210円という単価を設定しまして、回収できる金額、基本料金を含めて12億14万6,250円となります。

改定案Cについては、基本水量部分を設定しない算定とし、基本料金については先ほどのB案を使用し1,500円と設定をしました。まず、1段階目の従量料金①については110円、2段階目については130円、3段階目は、B案より10円上がりまして190円、4段階目も10円上がりまして210円、5段階目は40円上がりまして250円の単価を設定し、使用料で回収できる経費が合計12億149万5,160円となります。3カ年

にかかる維持管理経費を使用料でどのように配賦したら回収できるかというのは一応試算上では賄えるという算定をしております。

続きまして、(4)(5)については先ほどの算定結果のおさらいになります。(4)基本料金については元々の需要家費等の基本料金部分がA案で1,300円、B案、C案で1,500円、それから固定費の基本水量部分10^m分を基本料金に持っていくとして1^m110円ですのでA案、B案で1,100円、C案については基本水量を設けないので0円となります。それに現行の消費税率をかけますと、A案では2,592円、B案では2,808円、C案では1,620円となります。

(5)超過料金は先ほどの従量料金と呼ばれます。こちらについては、基準となります設定の水量が3つとも同じで、1段階目が11^mから30^m、2段階目が31^mから50^m、3段階目が51^mから80^m、81^m以上が4段階目のA案、B案となります。それにC案では0^mから10^mの基本水量を設定しませんので前に加え5段階としました。A案ではそれぞれ補正をしました、140円、190円、220円、230円、B案では130円、180円、200円、210円、C案では110円が追加され130円、190円、210円、250円という形で1^mあたりの単価を設定しております。

そうした単価でどれくらい現行の料金から改定になるのかといったものをまとめたものが後ろの表になります。2ページめくっていただき、添付資料2の横長の表になります。ここでは左から黄色の現在の下水道使用料、ピンク色の改定案A、青色の改定案B、緑色の改定案Cというように3列、一番左の使用水量ごとに料金を算定しています。こちらについては消費税が含まれております。それぞれの改定案の横に比較A、B、Cとしておりますのは、現行料金とどれだけ値上げしたか値下げしたのかを比較しております。

まず、改定案Aでは0^mから10^mまでの使用者については324円一律に値下げとなります。11^mから24^m以下の方で徐々にではありますが、値下げとなりまして、25^mで現行料金と同額となります。その後、水量ごとに徐々に値上げとなります。

平成29年度の最大使用水量が6,500^m以上ありまして、6,500^mで35万244円の値上げとなりまして、率にすると現行から27.8%増となります。24^m以下の方をわずかですが、値下げすることによって目減りする分を徐々に使用水量が多い方に賦課をしていきまして、一番多い方で一月当たり35万ほどの値上げとなります。それから、改定案Bについては、0から10^mの使用者は一律108円値下げとなります。11^mから19^m以下で値下げとなりまして、20^mで現行料金と同額になる試算でございます。その後、A案と同様に賦課をしていきまして、こちらも6,500^mで21万708円となり率にしまして16.7%の増額となります。最後に改定案Cでございます。0から10^mまでの使用者については使用水量ごとに最大1,296円の値下げになります。それが水量ごとに変わりまして、こちらも20^mで現行料金と同額になります。こちらも徐々に増えていきまして、最大6,500^mで見ますと48万8,592円の値上げになります。率にして

38.7%の増となり、3案の中で最大の値上げとなります。委員様のご自宅で使用されている水量でどれくらい値下げ、値上げになるか見ていただければと思います。この表で見ますと、一般的な3人世帯の20 m³くらいまでを値下げするためには、大口の方をこれだけ値上げしていかないと回収できないというような試算です。

次の資料、添付資料3は両面で棒グラフと折れ線グラフを交えたグラフの資料をつけております。棒グラフが左側の単位で、黄色が現行料金、青色が改定案、赤色の折れ線グラフが右側で、比較増減額を表しています。一番上が改定案A、真ん中が改定案B、一番下が改定案Cとなります。1ページ目が0から30 m³の比較をしております。水量ごとに同じように比較をしております。最後のページが大口使用者のグラフとなります。500 m³から6,000 m³の比較で、申し訳ありませんが、先ほどは6,500 m³ありましたが、ここでは6,000 m³としております。赤色の折れ線グラフを見ていただきますと値上げ幅を表しており、一番上は徐々に右肩上がりとなっております。どれも右肩上がりですが、3案の中で真ん中が一番、値上げ幅が少なくなっております。一番下はさらにきつく上がっています。後ほど参考にさせていただけたらと思います。

資料の最後になります。添付資料4をご覧ください。近隣市町の設定状況と改定案の比較をしております。今回は、近隣市の比較をしております。一番上が丹波市の現行料金で水量別の単価設定と月当たりの水量別使用料を記載しております。続いて、篠山市、三田市、西脇市、養父市、朝来市、福知山市との比較をしております。福知山市については、合併しております旧三和町、夜久野町、大江町は元々の福知山市とは料金設定が違いますので両方載せております。金額の上にパーセントを載せておりますが、丹波市の現行を100%として見たときに各市がどれくらいの割合かをパーセンテージで表しております。3人世帯で月当たり平均が20 m³になりまして、丹波市が一番高く4,212円になります。次の40 m³ですと、西脇市、養父市、福知山市の旧3町が丹波市より高くなっております。50 m³になりますと先ほどの3市に加え篠山市も高くなっております。これが1,000 m³になりますと朝来市以外は丹波市より高くなっています。割合で見ますと福知山市の旧3町が133.72%で最も高い状況です。ということで、この表で近隣市と比較しても20 m³あたりの世帯の料金設定が割高ということが見て取れます。

今回お示ししました改定案A、B、Cの料金設定も水量ごとの使用料を載せております。まず、20 m³については、B案、C案ともに現行と同額となっております。20 m³だけでみると解消にはなっておりませんが、基本使用料を見ていただきますとC案では1,500円の税抜単価となっております、現行料金の半分くらいとなっております。B案は100円だけ下がります。A案では300円下がります。右側の月当たり水量別使用料をみていただきますとそれぞれ右肩上がりです。現行料金より上がっています。近隣市と比較してもあまり変わらない料金設定となります。ただ20 m³より下になりますとあまり変わらない水量もあると見ていただけたらと思います。

以上、長々と説明させていただきましたが、本日ご用意させていただいた改定案3つについて、このように算定しその結果こうなるという案をお示しさせていただきました。委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長) ありがとうございます。料金算定の具体的な方法の説明を受け、改定案を3つ示していただきましたが、ここで少し休憩を取りたいと思います。10分後に再開します。

《休憩》

(会長) それでは時間が参りましたので再開します。ここまでの説明でご質問やご意見はございませんか。

(委員) 添付資料4について、丹波市が近隣と比較して基本料金が高いのは何が原因ですか。

(事務局) それぞれの各市町の料金設定の仕方まで資料が公表されておらず分析ができておりません。今回の試算では、需要家費4,308万4千円と固定費25%と30%を割り振っているのが基本料金となっております。それを足したものを年間件数見込で割ったものが1か月1件当たり現在で2,700円としています。単純にこれだけではないですが、この固定費を基本料金部分に回す割合が各市町村で違います。現行の下水道使用料はこれくらい回しなさいよとマニュアルには載っていますが、公共料金の設定の仕方は、各市町村の考え方ですので、丹波市が高いのは現行の考え方でもこれくらいかかります。他市はそこまで基本料金でもらいませんといった設定の違いでございます。また、近隣市町村似たような地形ではありますが、下水道施設にかかる経費が1千億円かかっております。それを5万人くらいで賄っています。福知山市で見ますと市街地が形成されて下水道施設が集約されていることもあり効率的な運営ができますので割安にできるというところもあります。これが原因でこの設定ですとはお答えしにくいですが、固定費を基本料金でもらう設定の仕方が違うということです。

また、丹波市がなぜ基本料金が高いのかということになりますと、基本水量10^m³を含めているため、2,700円かかります。それを取ると1,500円となります。西脇市や朝来市と同様になりますが、全ての基本水量どこもだいたい10^m³を設けていますので、比較すると割高となっております。基本料金で賄えていますので、そこから先の従量料金の単価が120円と180円の2段階で設定しても賄えました。この基本料金が高いのもっとたくさん使われる方に負担をしてもらわないと基本料金部分を下げられないということになっています。

(委員) 今、5万人と言いましたのはなぜ。

(事務局) 丹波市の6万8千人の人口の内、下水道区域内の下水を使用されている方の人口が5万5千人ほどになります。

(委員) それでしたら、篠山市や三田市等の他市の情報は出さなくてよいのではないですか、丹波市のことを考えたらよいです。比べるから不思議に思うのであって、これがなかったら質問しません。丹波市のことだけ考えてどうやったら皆が公平的に支払って満足するかを検討した方がよいのではないですか。

(事務局) 比較資料は、あくまで参考として出してあります。これがなくても近隣はどういう状況かを聞かれますので予めご用意しました。

すみません。もう1点なのですが、最初の部長の話にもありましたが、下水道は水道に比べて歴史が浅いです。環境整備の一面が大きくて、整備されてきた関係でかなり国からも財源を交付税という形で補てんがあります。交付税以外にも一般会計から繰出金という形で、いわゆる税金で補てんをして基本料金を下げてきているところがほとんどです。それ以外に財源はございません。そういった市のスタンスにもよります。丹波市の場合、合併時点で、サービスはそのまま、料金は高く来ております。水道にしても下水道にしても高いところで設定されています。今回はそれを少しでも安くする議論をしていただこうと思います。阪神間でしたら10 m³までが何10円くらいの単価設定をして、あえて安くしようと市の施策でしているところが多いです。丹波市の場合元々旧6町の内5町が下水道をしており1世帯あたり3,000円、一人500円といった料金設定をほとんどの町がしてきております。1 m³あたりいくらではなく。それを統一した中で設定した料金が現行料金となります。1世帯あたり割高の料金設定になっています。

(委員) 人口5万人というのがね。青垣除くでしょ。その人口である程度計算した方が皆さん分かりやすいのでは。5万人というのは青垣以外にももっているでしょう。

(事務局) 青垣以外でも、浄化槽の区域はあります。山際まで管を伸ばすとまたお金がかかります。ある程度集中したところで止めて、浄化槽区域との区分けをしております。そういった下水道区域外がありますので、単に青垣を除く人口ではないです。

(委員) 幸世地域でも下水を一本にしようとする話が2年ほど前にあったのですが、まだ先なのでその話は持ってこないよう断っている。そういう時にはカチッとさせていただけたらと思います。

(事務局) おっしゃる通り、今市内で 35 の処理施設があり、それを 18 にする統廃合計画を進めておりますので、それでまた色々な経費が下がってくるかと思えます。将来的にまた料金の設定の時に加味しますので、今現在は統廃合している施設がないのでそういうところをふまえて議論いただきたいなと思えます。

(委員) 下水道会計の中での調整になりますね。結局、人口密度が丹波市と神戸市と比べたら違うから、コストが安くなるし、丹波市は広範囲なので何でも高くつく。人口も減っている中、一般会計から繰入れてもらう件についても、せめて電力や光熱水費等最低限住民が生活するのに必要なところはちょっとでも一般会計から入れて、丹波市全体で考えて、下水道会計だけであれこれ言うのも良いけど、福祉もそうですし、全てしないといけないことやから。市の施策としていかないと変わらない。

(委員) 下水は出る方の話ですよ。上水の入る方の話の傾向はどうなんですか。人口が減って使用水量も減りよりますよね。水道の使用量が減れば下水も減るのでは。下水だけの試算でプラスマイナス 0 にする話ですよ。

(事務局) 下水道使用料は基本的には水道の使用量を用いまして算定しておりまして、井戸水等は認定水量なんですけど。傾向としましては平成 29 年度までは若干、全体の料金は右肩上がり。人口は右肩下がり。ただし接続件数、使われる件数は増えていっています。なので、人口が減っているが、件数が増えるということは、核家族化が進んでいるということです。世帯数が増えているということです。なので、基本使用料が高い下水道は件数が増えると、使われなくても 2,700 円と消費税はもらっていたので平成 29 年度までは料金収入が上がっていたんです。この平成 30 年度になって、傾向としては人口は減ってますし、使用水量も減ってます。また接続件数は微増ですが増えています。ただ料金に反映するまでの増加にはならず料金的には平成 30 年度から下がってきています。今年度に調定が落ちかけたところです。水道の状況もそういった状況です。

(委員) 一番多い世帯数は。平均の世帯数は 3 人なのか、4 人なのか。

(事務局) 平均は 3 人世帯です。

(委員) 平均的な世帯人数というのは、全国的にも 1 人世帯が一番多いです。その中でも女性の 1 人世帯が多い。

(委員) 水量は減っているでも件数は増えている、そういう傾向からみて、今の現状を維持しようと思ったら、どうするのが一番いいか。

(委員) 答えなんか出てしまっている。結局、低所得者というか、人数が少ないところを減らして今後、大企業を増やしたらいい。

(委員) 大口使用者にどこまで理解を求めるかやね。

(会長) 他にありませんか。

(委員) やっぱり、20 m³の 4,212 円を基準で変えないとして、その上と下をどうするかという話やね。

(事務局) 大きく変わらないので、そうなりますね。今回、料金改定があるので工業会や商工会から新委員さんに入っていただきましたが、本日も欠席なので、そういうところの意見を聞きたいところではあります。

(会長) どうですか、みなさん。

(事務局) 今日すぐに決定ということではないので、とりあえず3つの案をご提示させていただきましたので、持ち帰っていただいて、12月にも予定しておりますので、最終3月に市長に答申をいただけたらと思います。

(委員) 企業において、料金が上がると純利益が減る。公共施設が多いので、利益という考えはあまりないとは思いますが、企業はそういうところなので、意見も聞かないといけない。

(委員) A案の 2,600 円はまだ高すぎる、かといってC案というのも、もう少し西脇市のように幅を持たせて、細かくできないですか。

(事務局) 従量料金部分をもっと細かくということですよ。

丹波市の使用者の使用群というのが、100 m³を超える方が少なすぎるんです。もっと10 m³ごとに単価を上げていくという方法もありますので、そういった意見を取り入れてまして次回にまた反映したいと思います。幅が狭い中で細かくするともう少し小口使用者方を安くできるのかなというのと、固定費を25%と30%を基本料金に配賦したと申し上げましたが、現行の基本料金もだいたい同じくらいですので3割くらい持って

いかれています。計算方式は前回と違いますが。そこを極端に 15%とかもっと下げると基本料金は下がる。そしたら使った分を使用者に単価を賦課していきます。そうした時に大口使用者の方に 4割アップ、5割アップとなってきますので、そこを一度にしてよいのかどうか議論の対象かなと思います。設定の単価をもう少し幅を持たせて作りたいと思います。

最初の説明の中で、この改定というのが平成 31 年から 33 年の 3 カ年の料金の改定の見込みを出しているわけですが、33 年と言いますのは、下水道中期ビジョンの中でもありましたけれども施設の統廃合をしながら運営費用を下げていって料金も比較的安くしていきたいという面も出てきます。3 カ年以降になると、社会情勢も変わってくるころではございますので、まずは 3 カ年の中で料金設定を考えていきたいころです。

具体的に申しますと、この算定期間 3 カ年の中で施設の統廃合をしている部分で落ちる経費の影響があるのが、33 年のみなんです。今 3 処理場を実施していますので動力費などが年間 200 万ほど下がってきます。逆に汚泥の処分料なんかは割高になってきますので、上がってくる部分と相殺して、経費が下がってくるのが 33 年。その次の年になりますとさらに 2 処理場を統廃合する予定で、その効果が表れてきますので、統廃合が進んでいけばこの経費が安くなります。統廃合が進まなければ経費が下がってこないというのが現状です。

(会長) どうですか、みなさん。あと 12 月、最終 3 月までに資料を見ていただきながら、審議していきたいと思います。

《意見なし》

5. その他

(会長) 次に 7. その他に移ります。

これにつきまして事務局からの説明を求めます。

(事務局) 今年度、デザインマンホールを公募しまして、製作に入っております。そういった状況を施設管理係長から説明いたします。

施設管理係長の青木です。第 2 回目のときに皆さんにマンホールのデザインを選んでいただきまして、丹波市のマンホールを 1 つと、小中学生の部から 5 つ選んでいただきました。そのマンホールの製作にかかっています。それができますのが 11 月末にできます。そのマンホールが 11 月の末には設置されます。青垣を除いた旧 5 町に 1 つ設置します。場所は秘密です。これは、探していただく、フォトラリーと言いまし

て、写真を撮って回っていただいて、持ってきていただいて、記念品を渡すといった計画です。具体的にはまだ決まっていますが、広報やポスターなどを作って皆さんに探していただくと思っています。そういうことをこれから企画していきますのでよろしくお願いします。

(会長) ありがとうございます。面白いね。何か他にご意見ございませんか。

(事務局) 審議会委員の皆様にはお世話になっておまして、任期の関係が、この10月29日までということになっております。ただ、料金改定も何かと難しい部分もありますし、できれば引き続きお世話になれたらと思います。各会から出ていただいておりますが、お世話になれたらと思っておりますのでどうぞよろしくお願いします。

(会長) 今、課長の方からお話がありました任期の件ですが、それぞれ皆さん任期があると思いますが、料金の改定もございますので最初の方でしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

他にありませんか。

(委員) 料金の改定の全体的に施設の合併等もふまえて考えるべきか、中長期的になるのか、3年間とかそういう短い間で考えるのか、それを皆に言ってもらわないと考え方がバラバラになってしまう。

(事務局) 今回の改定については31年から33年までの算定期間、3年間にかかる経費です。今、統廃合をしていますので、毎年状況が変わってきます。ですので、細かい期間で対象経費の算出をしましてその間で最低限使用料で賄わなければならない経費を見て使用料を算定したいと考えています。それが落ち着けばもう少し長スパンで設定したいと思いますが、まず1つには平成32年の4月から上水道部局と組織統合をする中で、上下で考えたいというところもございまして、今回は3年間で考えていただけたらと思います。

6. 閉会

(会長) それでは、閉会をさせていただきます。副会長から閉会のあいさつをお願いします。

(副会長) 本日はお忙しい中、大変ご苦勞様でした。

下水道使用料は私たち使用者の生活に直接関わってくる問題として、大変責任が重

く難しい問題であります。次の世代へつないでいくためにも避けては通れない課題でもあります。

各委員の皆様には、幅広い見識からのご意見を賜りありがとうございました。

今年度あと数回開催予定ということで、非常に厳しい日程でございますが、最後まで活発なご意見等を頂戴いただきますようよろしくお願いいたします。

次回までに必要な資料、その他必要と思われるものがございましたら事務局にお伝えいただければと思います。懇切丁寧親切に対応していただければと思います。それでは、本日はこれにて閉会といたします。皆様、大変ご苦勞様でした。

終了時間 午後 3 時 10 分